

令和元年5月29日現在

機関番号：14401

研究種目：挑戦的研究（萌芽）

研究期間：2017～2018

課題番号：17K18540

研究課題名（和文）専門士業の「専門性」形成のモデル構築：社会保険労務士を手がかりとして

研究課題名（英文）Model building of "professionalism" on professional business: based on the example of the labour and social security attorney in Japan

研究代表者

福井 康太（Fukui, Kota）

大阪大学・法学研究科・教授

研究者番号：00302282

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 5,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、これまで本格的な学術研究が行われてこなかった、弁護士以外専門士業の「専門性」の実務的内容について、社会保険労務士（以下「社労士」とする。）を対象として調査研究を行うものである。2017年度に、全国の社労士を対象に社労士業務の現在とこれからのに関するアンケート調査を行い、2018年度に、アンケート調査結果の概要を示した上で、「社労士の将来に関する検討会」を東京都、愛知県、大阪府、福岡県の各社労士会で実施し、そこでの議論を報告書に纏めた。本研究の成果は、社労士だけでなく、それ以外の専門士業の「専門性」研究として重要なものであり、士業全般の「専門性」研究へと発展を目指すものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、これまでほとんど行われてこなかった社労士業務の「専門性」について実証的に明らかにし、また今後の社労士業務の展開について提言を行うものである。単に、社労士業務の現状と課題を量的かつ質的に明らかにするにとどまらず、その将来についても「社労士の将来に関する検討会」を行い、その議論を紹介することで展望を示すよう試みている。本研究は、個別専門職としての社労士の「専門性」にとどまらず、弁護士を含む専門士業一般の「専門性」研究へとつながるものであり、その学術的意義は大きい。

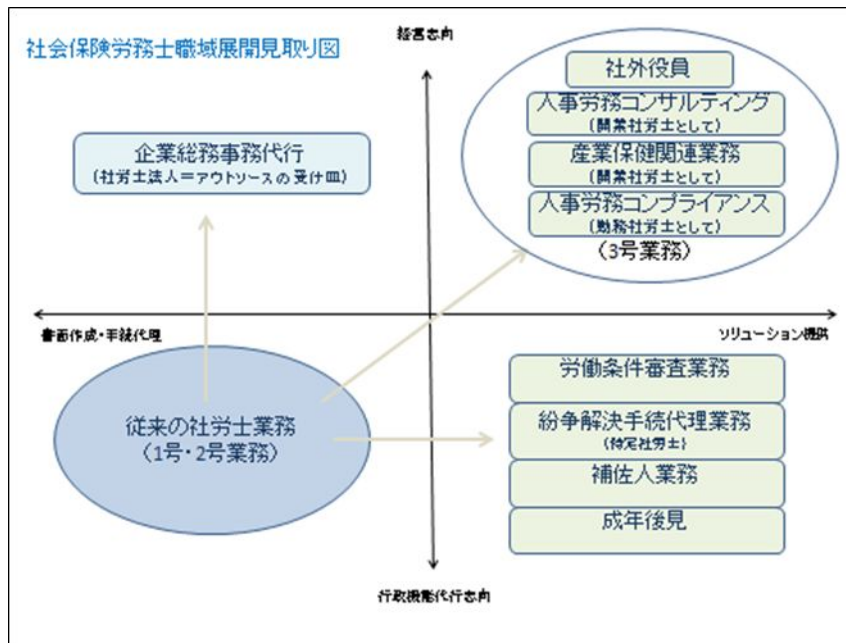
研究成果の概要（英文）：This project research discussed the “professionalism” of the labour and social security attorney (hereinafter referred to as “sharoshi”), other than lawyers, who is a full legal professional in Japan. This project conducted questionnaire surveys of sharoshi by post and web questionnaire system, supported by the Japan Federation of Sharoshi Associations in 2017. This survey asked about the trend of sharoshi’s work and their future. After that, in 2018, we conducted group workshops on sharoshi’s work in future, showing an outline of the results of questionnaire survey in Tokyo, Aichi, Osaka and Fukuoka Prefecture. The result of the research is published in a book. This result is important not only for sharoshi but also for other professionals. This is linked to the research on other professional disciplines.

研究分野：法社会学

キーワード：社労士 専門性 アンケート 検討会 将来

1. 研究開始当初の背景

社労士は1968年に議員立法によって行政書士から独立する形で創設された比較的新しい専門士業である。その創設以来、比較的短期間に、社会保険や労働保険申請、助成金申請の書面作成代行、給与計算といった手続代行業務を中心とする業態（社労士法1号・2号業務）から、手続業務と合わせて就業規則の作成・管理、人事労務コンサルティング、人事労務コンプライアンス、産業保健関連業務、労働条件審査業務など（3号業務+）を幅広く行う業態へと動的にその職域を拡張させており、その業態の変化には目を見張るものがある。このような背景のもと、本研究では、社労士業務の現状と動態、さらにはその業務の変動に伴って生じてきた職業倫理面の変化などについて基礎的データを収集し、さらに社労士および他の専門士業との意見交換を行うことを通じて、専門士業一般の「専門性」形成モデルを構築したいと考えに至った。



2. 研究の目的

これまでわが国では、弁護士に関する学術調査研究は数多く行われてきており、それらの研究は実際に弁護士の「専門性」形成に一定の影響を与えてきた。他方、弁護士以外の専門士業については、司法書士についての学術調査研究がいくつか見られるものの、社労士、行政書士、税理士、弁理士などの専門士業について本格的な学術調査研究はほとんどない。そこで、本研究では、これまで本格的な学術調査研究が行われてこなかった、弁護士以外専門士業の「専門性」について、社労士を主対象として明らかにしようと試みた。本研究では、社労士が新たに開拓してきた、人事労務コンサルティング、人事労務コンプライアンス、メンタルヘルス対策等の産業保健関連業務、労働条件審査業務といった新しい業務の現状について基礎的データを収集し、さらに、この調査結果を現場の社労士との意見交換のなかでさらに掘り下げて分析することで、社労士の「専門性」の今後の動向を明らかにしようと試みた。また、新しい業務展開に対応して変わりつつある職業倫理についても検討し、弁護士を含む専門士業一般の職域開拓の実践的指針にしようと試みた。

3. 研究の方法

本研究では、方法論的には、量的研究と質的研究を組み合わせる、複合的調査方法を採用した。1年目に、社労士を対象とするアンケート調査を実施するとともに、2年目に、アンケートで得られた知見を携えて全国の主要都市で「社労士の将来に関する検討会」を行い、アンケートから得られた知見の掘り下げを行った。

アンケート調査は、全国社会保険労務士会連合会および社会保険労務士総合研究機構の協力をえて、3000通の郵送法調査と、ウェブアンケートを併用する形で実施した。調査は2018年2月10日から3月31日までの約1ヶ月半実施した。アンケートでは、全国の社労士に対して、社労士を志した経緯、これまで行ってきた業務とこれから行いたい業務、新しい業務領域への関心、職業倫理、自身の性格傾向などについて質問した。郵送法で608件の有効回答（有効回答率20.3%）、ウェブアンケートで331件の回答を得ることができた。さらに、自由記述から、こちらが想定していた以外の新しい業務についてのデータを得ることもできた。

「社労士の将来に関する検討会」は、全国社会保険労務士連合会の協力を得て、東京、名古屋、大阪、福岡で実施した。「検討会」では、現状どのような業務が増えているか、外国人労働者の急増やテレワーク対応など新しい労務課題との関係で社労士の役割はどのように変わってきているのか、これからの社労士の進むべき方向性(より高い「法的専門性」を目指すべきか、「高度ジェネラリスト」を目指すべきか)といった論題について、踏み込んだ意見交換を行った。意見交換での議論は録音を反訳し、編集を施したうえ、それ自体を研究成果の一部として公表した。

4. 研究成果

本研究では、弁護士以外専門士業の「専門性」について、社労士を主対象として明らかにしようと試み、社労士が新たに開拓してきた、人事労務コンサルティング、人事労務コンプライアンス、メンタルヘルス対策等の産業保健関連業務、労働条件審査業務といった新しい業務領域について基礎的データを収集し、その知見を携えて「社労士の将来に関する検討会」を行い、知見の掘り下げを行った。研究成果報告書(詳細版)は、後掲のホームページ「専門士業の「専門性」形成のモデル構築」に掲載している。

今日の社労士は、単に手続業務に留まることのない、多様な業務領域を開拓しており、その「専門性」は高度かつ他の専門職が行うことのない独自のものとなっている。例えば、人事労務コンサルティングの中心をなす就業規則作成およびその管理については、社労士は、単に最新の労働法制を就業規則に反映させるにとどまらず、社会のニーズを取り込み、使用者と労働者に寄り添う姿勢で、両者が協調しあえるように努めていることが窺える。メンタルヘルス対策では、社労士は、産業医等と協力し合いながら労働者の職場復帰プログラムを構築し、実際に復帰ができるように様々なサポートを行っている。労働者の働き方や給与制度、外国人労働者受け入れの適切な在り方を実現するうえでも、社労士は重要な役割を果たしている。

アンケート調査で得られた、どのような社労士が社労士として成功者と言えるかに関する知見も興味深い。社労士には高度の「専門性」が求められるが、専門特化は必ずしも成功戦略として適切ではない。様々な業務をバランスよく行い、数年続けて安定した売り上げを実現できる社労士は自立した専門職として生き残ることができる一方、それ以外他資格や他業務からの収入で生活を維持せざるをえない。新しい社労士業務が次々に登場しているのも、社労士のサービスマーケットが飽和状態に近く、新規参入が困難であるがゆえの新規市場開拓という傾向が窺われた。

「検討会」では、特に、社労士はより高い「法的専門性」を目指すべきか、「高度ジェネラリスト」を目指すべきかについて、白熱した意見交換が行われた。社労士が、一般の人々から広く認知されていくためには、「法的専門性」を高め、法律の専門家として独立性を確保していく必要があるが、サービスマーケットでの生き残りが困難な現状のもとでは、「経営者に耳あたりのよいアドバイスをする」職業倫理的に問題のある社労士がなくならなければならぬことも理解できた。

本研究の実施に関する反省点はいくつもある。まず、アンケート調査は全国社会保険労務士会の強力なサポートを得て行ったにも拘わらず、回収率が20%程度に留まったのは残念なことであった。今後のアンケート調査では回収率を上げるためのさらなる工夫が求められる。また、「検討会」の実施地域が比較的に大都市部に偏ってしまい、それ以外の地域の議論を拾い上げることができなかったことも反省点である。社労士人口の少ない地域の聞き取り調査を行えば、今回実施した「検討会」で得られたものとは全く異なる知見が得られた可能性は高い。職業倫理についての議論も十分にすることはできなかった。一番大きな反省点は、弁護士を含む他士業の意見を聞く時間を持つことができなかったことである。現時点では、専門士業の「専門性」全体についての見取り図はできていない。これらの課題については、さらに時間をかけて答えを見出していきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

西本実苗、三柴丈典、水野勝康、福井康太、社労士の業務展開についてのアンケート調査結果報告(後編)、査読なし、月刊社労士2019年2月号、全国社会保険労務士会連合会、2019、6-11

西本実苗、三柴丈典、水野勝康、福井康太、社労士の業務展開についてのアンケート調査結果報告(前編)、査読なし、月刊社労士2018年12月号、全国社会保険労務士会連合会、2018、2-5

福井康太、社会保険労務士の職域の新展開 - 社労士は独立した「専門職」となりつつあるか -、査読なし、宮澤節生先生古稀記念 現代日本の法過程(上巻)、2017、361-388

〔学会発表〕(計2件)

Kota Fukui, On the Competition between "BENGOSHI" and Other Certified Law-Related Practitioners in Japan, Presentation at the 2nd Annual Conference of Asian Law and

Society Association (ALSA), National Chao Tong University (Taiwan),
2017.12.16

Kota Fukui, Transformation of the Legal Practical Market in Japan: Competition between "BENGOSHI" and other Law-Related Practitioners, International Meeting on Law and Society 2017, Law and Society Association (LSA), Toronto (Canada), 2017.6.20

〔図書〕(計 1 件)

西本実苗、三柴丈典、水野勝康、福井康太、平成 29-30 年度日本学術振興会学術研究助成基金助成金挑戦的研究(萌芽) 課題番号 17K18540・研究代表者 福井康太)研究成果報告書『専門士業の「専門性」形成のモデル構築：社会保険労務士を手がかりとして』、「専門士業科研」研究プロジェクト、2019、183

〔その他〕

ホームページ

専門士業の「専門性」形成のモデル構築：

<http://www.law.osaka-u.ac.jp/senmonshigyou/>

6 . 研究組織

(1)研究協力者

研究協力者氏名：三柴 丈典

ローマ字氏名：MISHIBA Takenori

研究協力者氏名：西本 実苗

ローマ字氏名：NISHIMOTO Minae

研究協力者氏名：水野 勝康

ローマ字氏名：MIZUNO Katsuyasu

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。